

2019佐賀インターナショナルバルーンフェスタ 『憩いの広場』新規出店者応募要領

1 出店者の資格

(1) 「2019佐賀インターナショナルバルーンフェスタ」の趣旨に照らし、主催者が適当と認める者で主催者が定める誓約書を提出した者とします。

注：申込みは、一般売店・グルメ店それぞれ申し込む場合を除き、一世帯（同一住所）1店舗のみ受け付けます。また、すでに既存店として優先的に出店している店舗が同一種類（一般売店・グルメ店）の申込みをすることはできません。

(2) 自己又は組織の構成員等（アルバイト含む）が佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）及び佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）に規定されている暴力団及び暴力団員、暴力団員等に該当しない者とします。

具体的には以下の項目に該当しないこと。

- ①暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑧②から⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

(3) 出店期間5日間連続して出店すること

出店期間の令和元年10月31日（木）から11月4日（月）までは連続して開店してください。

2 出店の種類

グルメ店：給排水設備を必要とし、保健福祉事務所の許可を必要とするなど、食品関係の店（食品販売も含む）で、物品の販売は不可

一般売店：給排水設備の必要がなく、保健福祉事務所の許可を必要としない店

注：宗教・政治活動、治療等の行為のほか、大会の趣旨にそぐわないと主催者が判断するものは不可

3 出店時間

グルメ店：午前6：00～午後5：00

一般売店：午前7：00～午後5：00

注：11月3日（日）、4日（月）においては、午後8：00まで

4 出店場所

嘉瀬川河川敷「憩いの広場」会場内

5 出店料（前納）

グルメ店：224,000円

一般売店：112,000円

10月3日(木)の新規出店抽選会の時に当選された方はその場で申し込み受付を行います。その際に、上記出店料の納入をしていただきますので、当日は印鑑とともに準備していただきますようお願いいたします。なお、申込み後に出店をキャンセルした場合には、出店料の返還はできませんのでご了承ください。

6 小間の規模

グルメ店：4間（7.2m）×2間（3.6m）

一般売店：2間（3.6m）×2間（3.6m）

7 小間の設備

テント、基本的な電気、水道及び排水工事等は主催者で準備します。

但し、売台、流し、テーブル、イス等は出店者で準備すること。

8 販売出来ない商品

- ・申込書に記載以外（特に飲食関係）の商品。
- ・ヘリウムガス等を注入した風船など。（浮ぶものすべて）
- ・生き物や佐賀県環境の保全と創造に関する条例で制限されている動植物。
(金魚は例外として認めます。)

注：これらについてはスポンサーの関係により、指定の品目・ブランド等が変更になる場合がありますのでご了承ください。変更がある場合は速やかにご連絡します。

9 申込方法

申込書に必要事項を記入及び捺印の上、身分証明書の写しと誓約書を添えて農業振興課内熱気球大会佐賀実行委員会「憩いの広場」事務局へ直接提出してください。

注：申込書の郵送での受付は行いません。

注：身分証明書は顔写真、住所・氏名及び生年月日が確認できるものとし、公的機関から発行されたものとします。（例：運転免許証、マイナンバーカード）

10 優先枠

佐賀市内の業者に対して、優先枠を設ける場合があります。

11 申込期間

令和元年9月9日（月）～9月25日（水）午後5時【締切厳守】

注：令和元年9月9日以前に提出されたものは無効とします。

12 抽選日

令和元年10月3日（木）午後2時【時間厳守】

13 抽選会場

佐賀市役所本庁4階大会議室（佐賀市栄町1番1号）

注：午後2時までに入室されない場合は、抽選に参加できなくなります。また、当日は、駐車場の混雑も予想されますので、お早めにおいでください。

14 出店者説明会

当選された方は、**令和元年10月10日（木）午後2時**から出店者説明会を行います。

注：出店者説明会に参加されない場合は出店取り消しとなります（代理出席可）。

注：個別の店舗配置については、出店者説明会時の小間割抽選で決定いたします。

15 その他

- ・出店は、1業者1小間に限ります。
- ・名義、屋号等は、本人所有のものに限ります。
- ・店舗配置は、グルメ店、一般売店別に構成します。
注：グルメ、一般のエリアは昨年と同様の予定。
- ・食品類、酒類の販売については、保健所等必要な手続きを予め行ってください。
- ・小間数に制限がありますので、申込をお断りする場合があります。

【お問合せ先】

佐賀市 農林水産部 農業振興課内

熱気球大会佐賀実行委員会 「憩いの広場」事務局

TEL 0952-40-7119（直通）

FAX 0952-40-7391